

国立大学法人秋田大学臨床研究審査委員会審査手数料細則

平成 30 年 12 月 12 日
学長裁定第 319 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人秋田大学臨床研究審査委員会規程（以下「規程」という。）第 12 条の規定に基づき、国立大学法人秋田大学臨床研究審査委員会が実施する審査意見業務に係る審査手数料（以下「審査手数料」という。）の額及びその納付について定めるものとする。

(審査手数料の額)

第 2 条 審査手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(審査手数料の納付)

第 3 条 審査手数料の納付は、審査意見業務の対象となる実施計画の研究責任医師が国立大学法人秋田大学（以下「本学」という。）に所属している場合は、原則予算の振替により行うものとし、それ以外の場合は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

2 既納の審査手数料は、返還しないものとする。

附 則

この細則は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

(別表) 第2条関係

1. 新規申請 (1申請あたり)

(税込)

区分	施設	審査手数料の額 (円)
①研究責任医師が本学に所属している場合	単施設	100,000円
	多施設共同研究	200,000円
②上記以外の場合	単施設	200,000円
	多施設共同研究	400,000円

※上記審査手数料は、新規申請以後、定期報告までの間における変更申請、疾病報告等審査を含むものとする。

2. 定期報告 (1申請あたり)

(税込)

区分	施設	審査手数料の額 (円)
①研究責任医師が本学に所属している場合	単施設	50,000円
	多施設共同研究	100,000円
②上記以外の場合	単施設	100,000円
	多施設共同研究	200,000円

※上記審査手数料は、定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請、疾病報告等審査を含むものとする。

(審査手数料の算定方法)

委員会運営に係る経費≒審査手数料とする。

1. 委員会運営に係る経費(月平均)

①人件費(年額) 600万円 (内訳: 年額300万円(事業主負担含む) × 事務補佐員2名)

②委員謝金及び旅費(年額) 110万円(内訳: 謝金 2万円 × 4人 × 12カ月 = 96万円
旅費 3,000円(秋田県内) × 4人 × 12カ月 = 14万4000円 ※万円未満切り捨て)

③その他運営に必要な経費 72万円(内訳: 通信費, 郵送費, 消耗品費等 6万円 × 12カ月)

よって、月平均の委員会運営に係る経費は、

(①+②+③) ÷ 12カ月 = **65万円** ※万円未満切り捨て

2. 審査件数(月平均)

新規申請 2件

(内訳: 研究責任医師が本学に所属している場合(以下、「学内案件」という。) 1件、
上記以外の場合(以下、「学外案件」という。) 1件)

定期報告 2件

(内訳: 学内案件 1件, 学外案件 1件)

3. 審査手数料の考え方

(1) **学外案件の場合，学内案件の2倍の審査手数料とする。**

(理由) 学内案件の場合，多くの研究課題において，受託研究費（直接経費）の30%の間接経費，共同研究費（直接経費）の10%の管理経費が充当されていることと，学外案件においては，申請までの事前相談・申請から審査に至るまでの調整・審議結果通知後の申請課題のマネジメント等に要する運営事務が学内案件より増大するため。

(2) **多施設共同研究の場合，単施設の場合の2倍の審査手数料とする。**

(理由) 多施設共同研究の場合，申請から審査に至るまでの調整業務・審議結果通知後の申請課題のマネジメント等に要する運営事務を複数の機関と行う必要があり，単施設の場合より業務量が増大するため。

(3) **新規申請の場合，定期報告の場合の2倍の審査手数料とする。**

(理由) 新規申請の場合，申請までの事前相談・申請から審査に至るまでの調整・審議結果通知後の申請課題のマネジメント等に要する運営事務が定期報告より増大するため。

4. 審査手数料の算定

新規申請（研究責任医師が本学に所属し，単施設の場合）の審査手数料をX円とすると，3.の考え方に基づき，各申請審査手数料は以下のようになる。

1. 新規申請（1申請あたり）

(税込)

区分	施設	審査手数料の額（円）
①研究責任医師が本学に所属している場合	単施設	X
	多施設共同研究	2 X
②上記以外の場合	単施設	2 X
	多施設共同研究	4 X

※上記審査手数料は，新規申請以後，定期報告までの間における変更申請，疾病報告等審査を含むものとする。

2. 定期報告（1申請あたり）

(税込)

区分	施設	審査手数料の額（円）
①研究責任医師が本学に所属している場合	単施設	X / 2
	多施設共同研究	X
②上記以外の場合	単施設	X
	多施設共同研究	2 X

※上記審査手数料は，定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病報告等審査を含むものとする。

1~4から，

$1.5X円 + 3X円 + 0.75X円 + 1.5X円 = 65万円$ $X = 10万円$ ※万円未満四捨五入

※2.の審査案件が単施設か多施設かは現状ではわからず，各月によっても異なることが予想されるため，それぞれ平均値をとった。例えば，新規申請の学内案件（1件）に要する審査手数料は， $(X + 2X) \div 2 = 1.5X円$ として算出した。